

# 特別徴収義務者の事務手続

## 1 納税義務者への通知書交付

特別徴収税額の通知書（納税義務者用）を切り離して御本人にお渡しください。退職その他の事由により渡せない場合は、後部に綴り込んであります「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」と一緒に至急御返送ください。

## 2 徴収及び納入

毎月給与支払の際、各人からその月割額を徴収し、原則として翌月10日まで（ただし、10日が休祝日のときはその翌日まで、土曜日のときは翌々日まで。）に納入してください。（徴収は、6月分から翌年5月分までの12か月です。ただし、年税額が均等割額以下の場合は、6月分のみです。）

## 3 納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満である事業所等に限り、町長に「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出し、承認を受けたときは、6月～11月に徴収した税額を12月10日までに、12月～翌年5月に徴収した税額を翌年6月10日までにまとめて納入することができます。ただし、納期限が土日祝日のときは、これらの日の翌日が期限となります。

この制度は、事業所が納入する納期の特例であり、各納税者からは毎月給与の支払の際に月割額を徴収してください。

○納期の特例に関するお問合せは、税務課取納係まで

## 4 納入方法

共通納税システム又は金融機関窓口で納入してください。

○共通納税システム（<sup>エルタックス</sup>eLTAX）

簡単・便利な電子納税を推進しています。

- ・手数料0円  
※電子証明書取得に別途費用が掛かる場合があります。
- ・金融機関窓口等へのお出掛け不要
- ・全地方公共団体へ一括で納税できる
- ・ダイレクト納付ができる（インターネットバンキング契約不要）

詳しくはeLTAXのホームページを御覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

○納入場所

取扱金融機関は、町ホームページを御覧ください。

## 5 ゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合

東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・山梨以外の店舗（局）を利用される場合は、その店舗（局）を当町の取扱金融機関として指定する必要がありますので、後部に綴り込みの『ゆうちょ銀行（郵便局）指定依頼書』を当町宛てに提出してください。

なお、前年度利用した店舗（局）は、本年度も引き続き御利用いただけますので、改めて「ゆうちょ銀行（郵便局）指定依頼書」を提出する必要はありません。

